

とやま呉西圏域移住イベント実施業務委託 仕様書

1 委託業務名

とやま呉西圏域移住イベント実施業務委託

2 目的

富山県西部6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）で形成する、とやま呉西圏域（以下「圏域」という。）では、人口減少・少子高齢化社会が進展する中、圏域の活力を将来的に維持・向上していくため、移住・定住の施策を推進している。

新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワーク推進の動きなどをきっかけとして、東京一極集中から地方回帰への流れがこれまでよりもいっそう強まっており、将来的な移住につなげるため、また関係人口の増加を図るため、東京都での対面による移住イベント（以下「イベント」という。）を実施する。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

4 委託料限度額

金1,450,000円（税込）を上限とする。

5 業務内容

(1) イベントの開催

イベントの開催に必要な企画立案、実施及び付随する一切の業務を行うこと。

①企画立案

ア．対面イベント開催の回数及び時期

- ・回数：2回
- ・時期：【第1回】令和5年11月頃
【第2回】令和6年1月頃

・東京23区内

イ．参加者のターゲット層

2回分のイベントのターゲット層については、以下の例示も参考に設定すること。

また、各回で別ターゲットするか、戦略的に2回とも同じターゲットとするかは任意とする。

- ・新婚世代 ・子育て世代 ・リタイア世代 ・海も山も好きな人 ・就農したい人
- ・飲食店や趣味を活かしたお店を開きたい人 ・創作活動をしたい人 ・リモートワーカー

ウ．参加人数

12組以上で設定

エ. 内容

- ・圏域への移住に関するセミナーを実施すること。
- ・イベントのタイトルに「富山 WEST」を冠すること。
- ・イベントの際は、市町村担当者が移住相談員として現地に参加する。（移住相談員の旅費は、市が負担する。）イベント中またはイベント後に、移住相談スペース及び移住相談の時間を設けること。
- ・イベントは2～3時間程度の行程を検討すること。

②イベントの実施及び付随する一切の業務

イベントの実施に係る参加者の募集、参加申し込みの受付、参加費等の受領・精算、講師等への謝礼の支払い、人員の手配と調整、参加者アンケート調査の実施・取りまとめ・分析等に係る一切の業務を行うこと。

(2) 参加者の募集

- ・移住を検討している方の参加を促すような内容、手法等により、参加者の募集を行うこと。
- ・参加希望者への事前ヒアリングを行い、無断キャンセルやイベント途中での離脱を防ぐなど、真剣に移住を検討している人によるイベントとなるよう留意すること。

(3) 参加者アンケート調査及び効果検証

- ・参加者に事後アンケート調査を実施し、イベント内容への評価、圏域への移住の意向等を分析のうえ、効果検証を行うこと。
- ・アンケート調査の項目や調査手法を明確にすること。なお、調査項目及び手法については、事前に委託者の了承を得ること。
- ・アンケート項目には圏域への来訪意欲や移住等に対する意識の醸成等が把握できる内容を含めること。
- ・参加者募集の媒体及び申込実績を分析し、広報手法についての効果検証を行うこと。
- ・アンケート結果は各回ごとに共有すること。（実施後～2週間以内）

(4) 関係6市との連絡調整

- ・6つの市がイベントにかかわることを踏まえ、打ち合わせ及び連携は密に行うこと。

6 成果品等

(1) 成果物

- | | |
|----------------------|-----|
| ・事業実施報告書（紙媒体） | 1 部 |
| ・同上（電子媒体） | 1 部 |
| ・アンケート個表及び結果集計表（紙媒体） | 1 式 |
| ・同上（電子媒体） | 1 式 |

(2) 納期

令和6年2月29日（木）

(3) 納入場所

高岡市企画課

〒933-8601 富山県高岡市広小路 7 番 50 号

TEL : 0766-20-1101

E-mail : kikaku@city.takaoka.lg.jp

7 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、市の指示に従い、業務を担当する担当課と連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務を再委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託することに関し、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務には、業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- (5) 本業務実施に伴った訪問先との事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整は十分に行うこと。
- (6) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、高岡市他 5 市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当課と協議のうえ、適切に対応すること。